

進路ガイドブック

よりよい将来の選択のために

第一版

進路指導部

愛知県立豊橋特別支援学校



まえがき

「これから」を考える一助として、本ガイドブックを作成しました。いきなり「これから」を考えるとと言われても、明日のこともどうなるか私たちでさえわかりません。ただ、「これから」は準備することはできません。例えば、福祉サービスに関する情報を検索したり、実際に事業所へ見学に行ったりすることです。ただ、実際に動き出す方は多くはありません。そのために進路指導部では、福祉サービスに関する情報を進路だよりとして、年3回発行しています。この進路だよりでは、本校で実施した就業体験や校内実習、新規事業所情報、卒業生の様子などについて取材をしています。また、校内掲示板には、五市の事業所一覧や各事業所からいただいたパンフレットを掲示していますのでご覧ください。

進路を考えていく上で「見る・聞く・見学・体験・実習・契約」という順序が必要となってきます。実習と契約は後の章で述べていきます。

冒頭で述べた、福祉サービスに関する情報を検索することは「見る」に該当します。そのほかにも就業体験や校内見学の様子を見ることも当てはまります。この「見る」は、実際の様子を見ることで、どんな事業所にするか具体的にイメージする材料となります。「聞く」は進路指導部でも構いませんし、相談支援員に分からないことや疑問に思っていることを尋ねていただくことが大切です。

この「見る・聞く」は進路を検討するための準備となり、この情報を基本にどんな事業所で「見学・体験（・実習）」をするという段階に入っていきます。見学や体験は実際に事業所に連絡し、日程を調整することでできます。（見学とは、事業所の施設見学。体験とは、事業所の職員から説明を受けながら利用者と一緒に活動すること）見学、体験は事業所が開所していて、日程が合えばいつでもできますが、夏休みに取り組んでいただくことをお勧めしています。以上は、利用までの流れについて簡単に解説しましたが、「これから」を考えるハード面と言えます。ただ、「見る」「聞く」については、学齢期の早い段階から情報を集めておくことも大切です。



次にソフト面について考えていきます。「ライフステージ」に基づくプランニングです。ライフステージとは、人生の変化を節目で四つに区切ったそれぞれの段階です。1つ目は乳幼児期（0～6歳）、学齢期（7～17歳）、青壮年期（18～64歳）、最後に高齢期（65歳以上）の4段階です。このステージは、障害を有する方だけが対象ではなく、障害児者を支援する家族も含めたステージごとのプランや出来事をまとめることも重要です。学齢期は、家庭での生活に加え、学校生活が始まります。同年齢・異集団での活動に参加する機会が増えます。ここでは、身体的・言語面での発達が加速します。その時、①発育に関する相談や②本人の実態にあった教育の実施、③地域でより良い生活を送るための相談がキーポイントとなってきます。①は主に医療的分野（青い鳥学園や豊橋こども発達センター）、②は教育的支援、学校においては自立活動やその他教科での指導が該当します。③は福祉的分野を主に指します。特に学齢期においては、早期に課題の発見・相談、支援が必要で、その子がつもつ特性を伸ばしていくためにチームとなって取り組んでいくことが重要です。例えば、放課後等デイサービスを利用し、普段とは異なる集団に参加することで、学校では見えてこなかった課題について相談できることもありますし、人との関わりの発見や新たな居場所づくりを作ることでもあります。こうした様々な支援を最大限利用して、早期に相談できる相手を学校以外に様々な機関と関わり、相談できる相手をたくさん見つけておくことが大切です。

青壮年期は、学校卒業後の生活を言います。社会的・経済的に自立を目指すとともに、多くの人や社会と関わりながら自己実現に向けて歩いていく時期です。この時期に限りませんが、不慮の事故や病気が悪化する方も見えます。そのため、障害のある方も自立した地域生活を送るために障害や就労、生活など障害特性に応じた支援が大切です。また、本人だけでなく家族も含めた相談をすることで、不安の解消につながっていきます。例えば、兄弟がいる場合は、兄弟の受験や巣立ちによる家庭環境の変化で、支援のあり方が変わります。また、支援をしている家族に目を向けると、加齢によって今までと同様に支援ができなくなることや定年で家計や家族の在り方の変化によって支援の幅が変わるケースがあります。こうした時は、訪問サービスや福祉サービスを最大限に活用することが必要です。



ガイドブックでは、主に学齢期での進路選択や決定について、次のページから本校の進路指導について解説しています。

目次

まえがき	1
本校の進路指導について	4
(1) 高等部 3 年間の進路関係行事	4
(2) 実習の内容	5
○高等部：校内実習、就業体験（職場実習）	5
給付の種類（代表的なサービス）	6
生活介護	7
短期入所（ショートステイ）	8
居宅介護（ホームヘルプ）	9
重度訪問介護	9
介護給付を受給するには	10
サービス利用までの流れ	11
就労継続支援 B 型、A 型、就労移行事業所の違いは？	12
就労継続支援 B 型利用のアセスメント	14
共同生活援助（グループホーム）	15
地域生活支援事業	16
訪問看護	17
訪問リハビリテーション	17
東三河ほいっぷネットワーク	17
就労について	18
雇用について	21
就労に関する支援機関について	22
その他福祉サービスについて	26
障害者の意思疎通について（成年後見制度）	28
日常生活自立支援事業	28
任意後見人制度	29
卒業後の進路（進学）	30

本校の進路指導

本校の進路指導について

- 生徒の特性やニーズに応じたサービスなどの進路情報を提供し、主体的な選択決定につなげられるようにします。
- 本校の進路指導の取組、卒業後の生活、事業所情報や福祉サービスの仕組みなどについて、説明会や進路懇談の開催、進路だよりを発行し、理解を深めていきます。
- 卒業後スムーズに移行できるように事業所や関係機関とさらに連携を深めていきます。
 ※ 事業所、企業等には連絡や調整、ご依頼は積極的に情報を提供できますが、契約に関する手続き等は行うことはできません。

啓発活動

進路だより（年3回 全校） 就業体験・校内実習 保護者説明会（5月下旬 高等部）
 進路相談（1月下旬 高1・2） 進路懇談会（11月下旬 高3）

各部の進路指導

- **小学部**：ふれあい発見推進事業：行事（遠足、生活体験活動）において、キャリア教育の観点から、児童それぞれの目標を設定・計画、実践。
- **中学部**：校内実習、チャレンジ体験推進事業：地域の企業や就労移行支援事業所等での就労準備体験
- **高等部**：校内実習、就業体験（職場実習）

(1) 高等部3年間の進路関係行事

	高等部1年生	高等部2年生	高等部3年生
4月	保護者懇談会 ・個別の教育支援計画（関係機関の聞き取り等）	保護者懇談会 ・前期就業体験（2年時の実習希望先の聞き取り等）	保護者懇談会 ・前期就業体験（卒業時の進路希望先の聞き取り等）
5月	就業体験・校内実習 保護者説明会		
6月	前期校内実習	前期就業体験	前期就業体験 B型アセスメント 利用申請（市役所 障害福祉課へ）
8月	事業所フェア（各市町村で実施） 愛知県障害者職業能力開発校 一日体験入校 各施設見学・体験利用（各保護者で実施）		B型アセスメント（対象者）
9月 ・10月	後期校内実習	後期就業体験	定着実習・校内実習
	関係諸機関連絡会		
11月 ・12月			進路懇談会 ・関係機関への引継ぎや市役所への利用申請
1月 ・2月	進路相談 ・2年時の実習先の聞き取り等	進路相談 ・希望進路先の聞き取り等	進路移行支援会議 ・必要に応じて、事業所や相談支援員との連絡会議

(2) 実習の内容

○高等部【教育課程 A・B】：校内実習、就業体験（職場実習）

学年	教育課程	前期（6月上旬 4日間）					後期（10月上旬 4日間）						
		月	火	水	木	金	月	火	水	木	金		
1年	A	実習頑張る会	前期校内実習					実習頑張る会	後期校内実習				
	B												
2年	A		校外実習						校外実習				
	B												
3年	A								校外実習もしくは後期校内実習				
	B												

*上記の期間（6月、10月）外の実習を職場実習と呼称しています。

- ・校内実習の活動内容は、企業様より、個数数えや袋詰めなどの委託作業をします。



【教育課程 C】

		前期（6月上旬 4日間）					後期（10月上旬 4日間）					
		月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	
1年	通常授業	前期校内実習					通常授業	後期校内実習				
2年		●	●	●	●	●		●	●	●	●	
3年		●	●	●	●	●		校外実習もしくは校内実習				

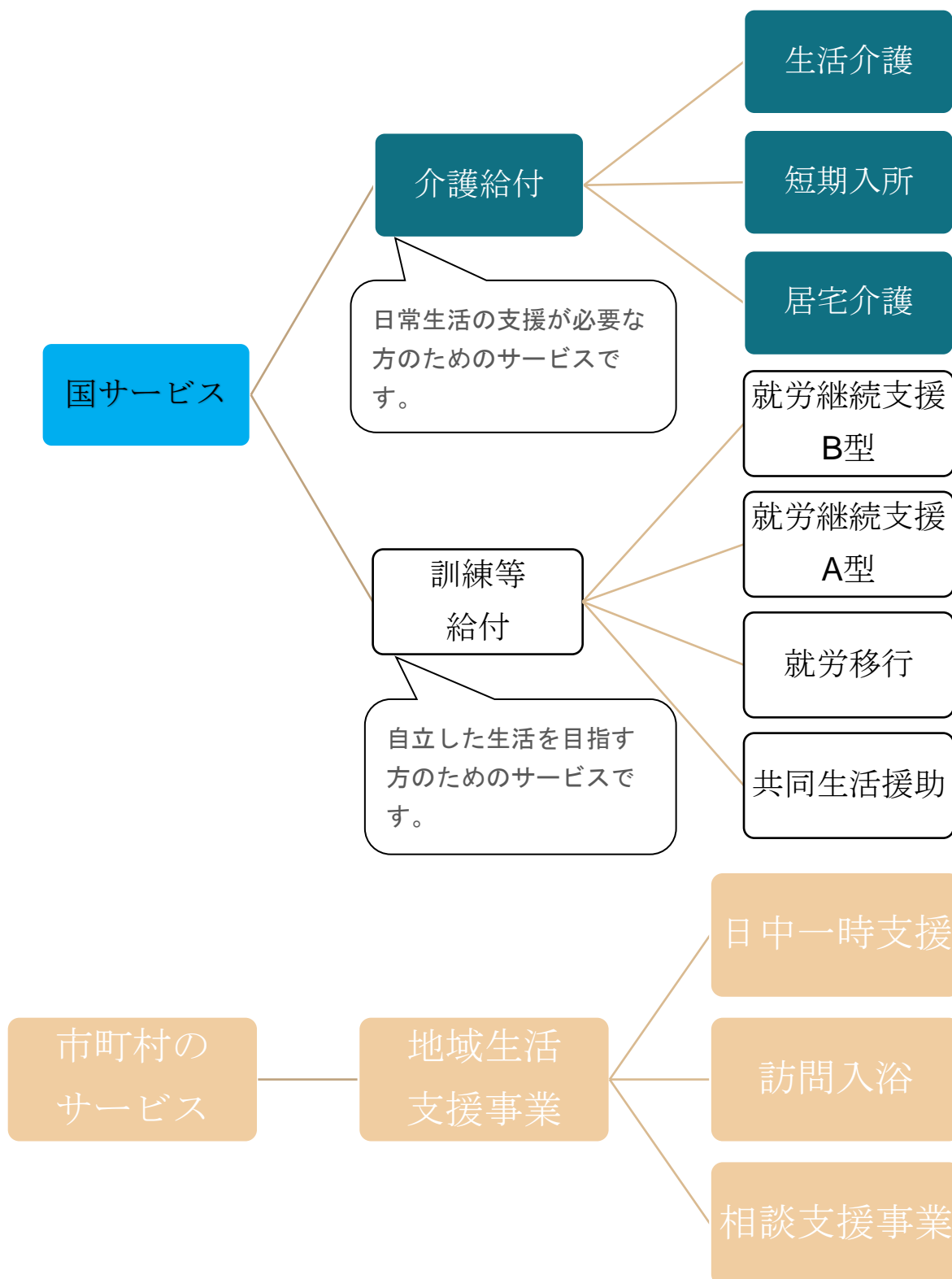
●・・・4日間あるうちの最大2日間校外実習を行います。



注) 校外実習は、企業や事業所の要請で上記の期間でないこともあります。

各サービスがどの給付の種類を図解しています。

給付の種類（代表的なサービス）について



介護給付①（日中生活）

生活介護

- 本校の卒業生の進路先で最も選ばれています。選択した理由として、送迎やリハビリの有無、利用者に合わせた活動の設定、作業のサービスを希望される方が多いです。

<概要>

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

- (1) 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者
- (2) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者

<利用のイメージ>

9時	—	10時	—	—	12時	—	13時	—	15時
送迎		到着	健康 観察	個別 活動	昼食	歯磨き 指導等	個別 活動		事業所 出発

個別活動には以下のような種類があります。各事業所で実施している内容が異なります。



介護給付②（夜間について）

短期入所（ショートステイ）

短期入所は、泊を伴うサービスです。最近注目されているもので、将来を見据えた利用をする方や夜間に監護ができないとき、“念のため”を準備される方が利用されています。

<概要>

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

【対象者】

<福祉型（障害者支援施設等において実施）>

(1) 障害支援区分が区分1以上である障害者

(2) 障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

<利用のイメージ>

- 利用する事業所によってスケジュールが異なります。預かり時間や引き渡し時間も利用の際に、事業所に確認するようにしてください。
- 利用する事業所によって異なりますが、初めから夜間帯の預かりをすることは少ないです。日中一時支援を利用しながら、少しずつ利用者の方の様子を把握されます。利用時間を少しずつずらしながら、ショートステイの利用をすることが一般的です。

17時	—	18時	—	19時	—	21時	—	6時	7時	8時
送迎 預かり	健康 観察 等	夕食	自由 時間	入浴	自由 時間	就寝	見守 り 支援	起床	朝食	引き 渡し

- 利用料について（利用する事業所で異なります）
入浴料、光熱費、食費（夕食、朝食）等
・・・約1000～1500円/日



介護給付③（訪問系）

居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

障害のある方の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。居宅において、ホームヘルパーにより提供される、身体介護や家事援助と、通院等介助が主なサービスのメニューです。

対象は、障害支援区分が区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である方

通院等介助（身体介護を伴う場合）が必要な場合は、次のいずれにも該当する必要があります。

(1) 障害支援区分が区分2以上などの要件があります。

<サービスの内容>

身体介護：入浴、排せつ、食事等の介助をします。

家事援助：調理、洗濯、掃除や、生活必需品の買い物などの援助をします。

通院等介助：病院等の通院の際に付き添います。

その他にも、通院時の車両への乗降介助や見守り支援など生活全般にわたる援助を行うこととされています。



重度訪問介護

重度の肢体不自由または知的障害もしくは精神障害があり、常に介護を必要としている方に対して、ホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や家事支援、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

対象は、重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する方

障害支援区分が区分4以上であって、次の(1)、(2)のいずれかに該当する方

(1) 次の(一)および(二)のいずれにも該当する

(一) 二肢以上に麻痺等がある

(二) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている

(2) 認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の場合。

介護給付⑥

介護給付を受給するには

- 介護給付サービスを希望、利用している高等部3年生（満18歳）を対象に認定調査があります。障害者総合支援法では、公平なサービス利用を実現するために、障害者一人ひとりへのサービスの必要性を明確に判断するための「障害支援区分」を判定します。

障害支援区分は、介護給付の支援の必要度に応じて適切なサービスが利用できるよう、障害者等に対する介護給付の必要度を表す7段階の区分（非該当、区分1～6：区分6は必要度が高い）をいいます。

- 障害支援区分の決定のためには、市町村が行う認定調査を受ける必要があります、この認定調査は、心身の状況に関する80項目の聴き取り調査と、調査項目だけではわからない個別の状況を記入する特記事項により構成されており、これに、医師の意見書（24項目）を併せて、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。

障害支援区分の認定調査項目(80項目)

1. 移動や動作等に関連する項目(12項目)				
1-1 寝返り	1-2 起き上がり	1-3 座位保持	1-4 移乗	
1-5 立ち上がり	1-6 両足での立位保持	1-7 片足での立位保持	1-8 歩行	
1-9 移動	1-10 衣服の着脱	1-11 じょくそう	1-12 えん下	
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)				
2-1 食事	2-2 口腔清潔	2-3 入浴	2-4 排尿	
2-5 排便	2-6 健康・栄養管理	2-7 薬の管理	2-8 金銭の管理	
2-9 電話等の利用	2-10 日常の意思決定	2-11 危機の認識	2-12 調理	
2-13 掃除	2-14 洗濯	2-15 買い物	2-16 交通手段の利用	
3. 意思疎通等に関連する項目(6項目)				
3-1 視力	3-2 聴力	3-3 コミュニケーション	3-4 説明の理解	
3-5 読み書き	3-6 感覚過敏・感覚鈍麻	—	—	
4. 行動障害に関連する項目(34項目)				
4-1 被害的・拒否的	4-2 作話	4-3 感情が不安定	4-4 昼夜逆転	4-5 暴言暴行
4-6 同じ話をする	4-7 大声・奇声を出す	4-8 支援の拒否	4-9 徘徊	4-10 落ち着きがない
4-11 外出して戻れない	4-12 1人で出たがる	4-13 収集癖	4-14 物や衣類を壊す	4-15 不潔行為
4-16 異食行動	4-17 ひどい物忘れ	4-18 こだわり	4-19 多動・行動停止	4-20 不安定な行動
4-21 自らを傷つける行為	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動	4-25 過食・反すう等
4-26 そう鬱状態	4-27 反復的行動	4-28 対人面の不安緊張	4-29 意欲が乏しい	4-30 話がまとまらない
4-31 集中力が続かない	4-32 自己の過大評価	4-33 集団への不適応	4-34 多飲水・過飲水	—
5. 特別な医療に関連する項目(12項目)				
5-1 点滴の管理	5-2 中心静脈栄養	5-3 透析	5-4 ストーマの処置	
5-5 酸素療法	5-6 レスプレーター	5-7 気管切開の処置	5-8 疼痛の看護	
5-9 経管栄養	5-10 モニター測定	5-11 じょくそうの処置	5-12 カテーテル	

サービス利用までの流れ

- 本来サービスを利用するためには、市役所ならびに相談支援員に「サービスの利用」について相談をします。その後、相談支援員から連絡があり、事業所の紹介があります。日程を調整して、事業所の見学を行います。その後は、家庭と事業所間で連絡を取り合い、体験を重ねて以下の手順に沿って利用手続きを行います。本ガイドでは、高等部3年間の中で、就業体験と進路相談を重ね、学校と保護者で情報を共有していることを前提としています。

利用申請

- ・ 高等部3年生の移行支援会議内、もしくは市役所福祉課において利用申請（～12月までに申請）

認定調査

- ・ 市役所福祉課から通知がある。認定調査員が来訪する（早生まれの場合は、満18歳以前に期間を設定することがある）。
- ・ 高等部3年生（満18歳が対象）で、80項目の聞き取りに約2時間ぐらいかかる。残りの24項目は医師の診断書が必要なため、かかりつけ医を認定調査員に伝える。

通知

- ・ 受給者証の発効までに約2か月かかり、自宅に郵送で届きます。

利用契約

- ・ 受給者証が自宅に届き次第、相談支援員に連絡し、利用予定先の事業所と契約を進める。
- ・ 利用日時や送迎について、再度確認する。

サービスの利用開始

福祉的就労：就労系事業所（訓練等給付）

就労継続支援 B 型、A 型、就労移行事業所の違いは？

- 自立した生活を目指すために、日中生活の場として特に“就労する”ことについて訓練を行う事業所が3種類あります。以下の表はそれぞれの事業所の違いについて、まとめたものです。

	就労継続支援 B 型	就労移行支援	就労継続支援 A 型
利用期間	原則なし	原則 2 年間	原則なし
特徴	「働く」経験の場	就労に向けての実践的訓練の場	実践的な勤務の場
	1 日作業できる体力や集中力を要する	<ul style="list-style-type: none"> ・活動時間内は、求められたことができる ・施設外就労などがあるため、自力通勤がほとんど 	
雇用契約	なし		あり
平均工賃	18,127円	支給あり	79,949円
求められる力			

<概要>

- 就労継続支援 B 型：通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供や生産活動の機会の提供やその他の就労に必要な知識及び能力の向上のために、必要な訓練その他を行います。就労に伴う体力の向上や挨拶・返事などの基本的な態度、軽作業による手指の操作や職業能力の向上を目指し、日々訓練します。事業所によってスケジュールは異なりますが、午後にレクリエーションをしたり、季節に応じた行事（例えば、お花見や秋の行楽旅行など）を計画したりする所があります。利用には“前向きに取り組もうとする”気持ちが大切です。
- 就労移行事業所：就労を希望する障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供やその他の就労に必要な知識及び能力の向上のため、に必要な訓練、②給食活動に関する支援、③その適正に応じた職場開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行います。具体的な利用のイメージとして、特別支援学校を卒業したが、就労に必要な体力や準備が不足していることや訓練を受けて適正にあった職場で働きたいなど“就労に対する熱心な”気持ちが大切です。

- ・就労継続支援 A 型：通常の事業所に雇用されることが困難であり（この場合、フルタイム労働が難しい等による理由）、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供および生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。具体的なイメージとして、就労に必要な体力や準備が不足していることや施設を退所して就労を希望するが、一般就労には必要な体力や職業能力が不足しているなど、“就労を強く希望するとともに就業態度ならび職業的スキルも大切です。

<利用のイメージ>

B 型 送迎有	9 時	—	—	—	12 時	13 時	1 4 時	15 時	1 6 時	
	到着	健康観察 朝の会	作業①	作業②	昼食	作業②	作業③	片付け 帰りの会	事業所 出発	
移行 自力通勤	9 時	—	—	—	12 時	13 時	13 時		1 6 時	
	到着	健康観察 朝の会	作業 座学		昼食	作業②	作業③	片付け 帰りの会	事業所 出発	
A 型 自力通勤	9 時	—	—	—	12 時	13 時	—	—	1 6 時	
		シフト①（4 時間程度）								
		シフト②（4 時間程度）								

就労継続支援 B 型利用のアセスメント

就労継続支援 B 型を含む就労支援サービスは、障害者がそれぞれに最も適した「働く場」に円滑に移行できるようにするため、生活面の課題解決に向けた支援や、就労能力の向上に向けた支援を行います。

このような支援を適切で継続的な就労支援を行うためには、サービス利用者の能力や生活状況を踏まえて行われる必要があるため、利用希望者の就労面や生活面に関する情報を把握するために就労アセスメントを実施します。

主に就労継続支援 B 型事業所の利用希望者に対して行われますが、就労継続支援 B 型利用の適性把握のみを目的としているのではなく、それ以外の就労方法（就労継続支援 A 型、就労移行支援事業所、一般就労）を含めた就労についての適性が評価されます。

就労アセスメントは、主に就労移行支援事業所によって実施され、面談や作業観察などを通じて利用希望者の作業能力や集中力、就労意欲などを把握します。アセスメントにより把握された情報は、一連の就労支援が行われる中で、各機関によって共有・更新され、長期間にわたって活用されることとなります。

<利用対象者>

就労継続支援 B 型事業所の利用対象者となる条件は以下の三つです。

- 1 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- 2 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者
- 3 1 及び 2 に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に関わる課題等の把握が行われている者

「3」に記載されているとおり、「1」と「2」に該当しないサービス利用希望者は、アセスメントにより就労面の課題などの把握が行われている必要があります。このために必要なのが今回紹介した「就労アセスメント」です。

具体的には、特別支援学校生徒などが卒業後すぐに就労継続支援 B 型での訓練等給付の利用を希望する際などに必要となります。

福祉的就労：就労系事業所（訓練等給付）

共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助は、介護サービス包括型、外部サービス利用型、日中サービス支援型の3類型があり、事業所数は介護＞外部＞日中の順です。東三河の多くは、介護サービス包括型がほとんどで日中型の事業所は限られた事業所になります。

主なサービス内容は、①主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を実施②利用者の就労先または日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施します。

	包括型	外部型	日中型
サービスの 特徴	①②は事業所の従業員が実施する。	①②相談、その他の日常生活の援助（事業所の従業員） ①入浴、排せつ等の直接的な援助（外部の居宅介護事業所）	①②は事業所の従業員が実施する。 短期入所を併設
人員配置	【夜間】 夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合に加算 【日中】 日中に支援を行ったとき	【夜間】 夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合に加算 【日中】 日中に支援を行ったとき	【夜間】 1名以上の夜勤職員を配置する必要がある。 【日中】 1名以上の職員を配置する必要がある。 看護師の配置加算がある。
利用者	多くは知的障害	多くは精神	多くは、介護給付4～6を受給している方
事業所数 (全国)	7718事業所	1321事業所	182事業所

共同生活援助は訓練等給付のため、介護給付は必要ありません。ただし、グループホームは共同で生活する事業所が多いため、ある程度日常生活動作が自立していて、スケジュール管理できる方が、多く利用している印象が強いです。

地域生活支援

地域生活支援事業

障害を有する方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村は必要なサービスを提供します。

事業名	サービス内容	対象
移動支援	屋外での移動が困難な障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出時の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的。	【豊橋市】 肢体：体幹1・2級、下肢1級 知的：移動に介助が必要と認められた方 【豊川市】 屋外での移動が困難な障害児者 【田原市】 肢体：体幹1級 知的：移動に介助が必要と認められた方
日中一時事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的。	日中に監護する方がいないため、一時的に見守りなど支援が必要であると認められた方
訪問入浴サービス事業	家庭において介護力がなく入浴困難な重度障害者等に対し、在宅における入浴介護を行い入浴の機会を提供することにより、健康保持及び福祉の向上を図ることを目的。	【豊橋市】 在宅の肢体不自由1・2級 【田原市】 肢体：下肢もしくは体幹1・2級
地域活動支援事業	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の場の提供。	

医療保険について

訪問看護

福祉サービスだけでなく、障害児者に向けた医療保険が使えます。利用の際は、医師の診断書が必要となりますので、病院で相談をする必要性があります。

訪問看護	40歳未満で、通常は週3回までは1日1回の訪問（30分以上90分未満）は可能。医療的デバイスがある障害児においては、厚生労働大臣が定める疾患等（進行性筋ジストロフィー、後天性免疫不全症候群など）で定められているときは、毎日複数回訪問が可能です。1回の訪問につき、交通費など3000円～1万円の自己請求を設定していることもあるため、個別の訪問看護ステーションに問い合わせや契約書に添付されている重要事項説明書で確認ができます。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

訪問リハビリテーション

訪問リハビリ	理学療法士が自宅に訪問し、自宅の環境に合わせた機能訓練の実施や必要な福祉用具や住宅の改修の検討、自宅で行える運動や動作の指導などを行います。利用するには、「訪問リハビリテーション」が必要と記載された医師の診断書が必要です。
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

東三河ほいっぷネットワーク

東三河ほいっぷネットワークは、医師・歯科医師・薬剤師・訪問看護師・ケアマネジャー等で田原市内の医療・介護・保健・福祉等の在宅療養に関わる情報の共有、多職種での連携を図り、在宅で療養している方に、より質の高い在宅生活をしていただくことを目的に立ち上げました。東三河ほいっぷネットワークを利用した仕組みが構築されると、地域の在宅医療・介護・福祉を統合するネットワークとして、高齢者等を中心に、全ての住民が住み慣れた地域において、安心して生活を送ることができる医療・介護連携の創出が可能となります。

このネットワークは、「電子@連絡帳（この一と）」を通して、専門職同士のコミュニケーションや退院時の患者方法の連携など活用がされています。患者・家族のプライバシーの保護を図りながら、くらしの記録を専門職と共有することができます。こうした取り組みにより個々の在宅支援の支援の実施が期待されます。利用シーンとして、患者・家族として、患者の在宅状況をテキストメッセージなどを用いて、専門職と連携し、診療と診療の間のくらしの記録を共有することで在宅療養を支援することや医師を宛先に指定して個別の相談等ができるようになったり、外来受診の負担の軽減に貢献していますが、現在各市において、導入に向けての調整が行われています。

一般就労について

就労について

一般就労は、希望すれば就労できるという簡単なことではありません。また、希望する職種があるとは限りません。就労を検討するにあたっては、どんな業種であっても、求められたことを正確に時間中に取り組み続けること、指摘や指導されたことを受け入れ、実践するといった基礎的な力が必要です。企業が求めることと自身の力がパズルのように噛み合って、はじめて就労につながっていきます。しかし現在、特別支援学校(肢体不自由)の卒業生142人のうち一般就労者数は、11人、全体の7.7%にとどまっています。(令和4年 学校基本統計 愛知県より引用)ただ、全く可能性がないというわけではありません。本校では、支援機関と連携を強化し、職場開拓を行っており、令和2年度は1名の一般就労につなげることができました。また近年では、本校の教育活動を理解していただき、企業での実習受け入れが可能になってくることが多くなってきました。

実習では、自分のできることをアピールすることはだけでなく、近年協調する力が問われてきています。挨拶や報告、そして相談するといった基本的なコミュニケーションや組織に自ら関わろうとする姿勢が、周りの方々からの暖かい見守りや支援をしていただくきっかけとなってきています。

“卒業までに就労”をゴールにしがちですが、福祉サービスを利用しながら、さらにできる力を高めて、就労を目指すこともできます。さらに就労だけでなく、自身の力で生活を送る自己管理能力も必要です。支援する私たちも同様に言えることです。仕事と生活のバランスがあって、豊かな生活を送ることができているのだと思います。就労は焦らないことが重要です。

(1) 仕事と生活～ワークライフバランス～

ワークライフバランスとは「仕事と生活の調和をさせる」という意味です。

仕事はパソコンができるなどといった職務の遂行に関連することが重要と思われがちですが、一般就労するうえでは、日常生活を規則正しく送ること、つまり、健康な生活を送ることが大切です。

では、「健康」を考えていきたいと思います。病気にかからないことを理解されている方がほとんどです。当然健康が維持できないと安定した職業生活を送ることはできません。仮に就労ができたとしても、職業生活を継続することが困難になってきます。私たちもそうですが、社会人として「自分をマネジメントすること」が会社などからは求められません。また、自身の病気や障害について、理解して生活することが大事です。“何が難しい(=できない)から、どのように手伝ってほしいか。(こうしたらできる)”という支援の明確な表明ができるからこそ、周囲の理解や協力につながっていきます。

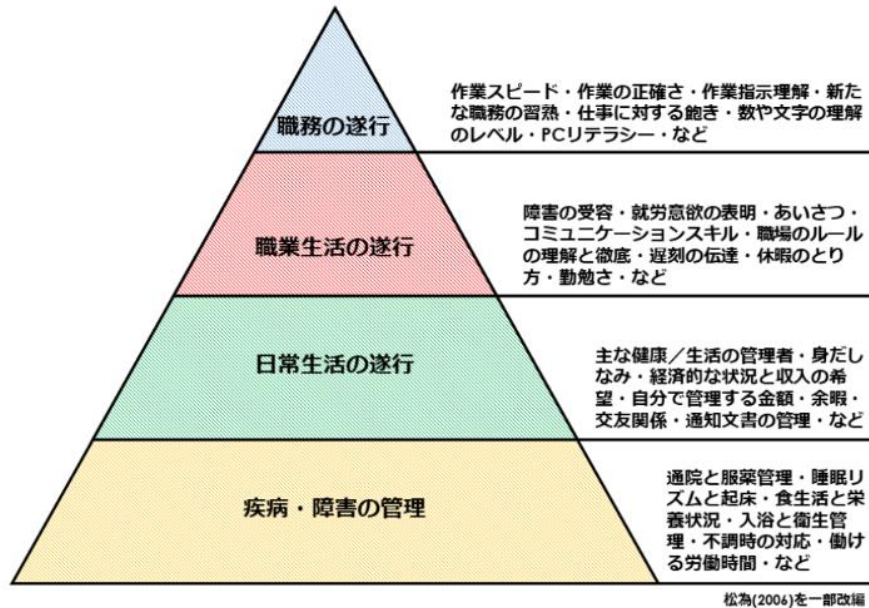
生活とは、“日常生活を送るうえで最低限必要な動作や日常生活のやや複雑な動作が、どの程度自立しているか”という「くらす力」と趣味や仕事などを楽しんだりする「楽しむ力」が必要です。特になぜ、楽しむ力が必要か。それは、仕事への原動力となります。「私たちがなぜ働くか」を考えたときに、生きるためと答える方が大半でしょう。ただ、貯金して物を買ったり、家族で旅行をしたり、趣味に充てたりする方もまたいます。やはり、私たちも”楽しむ”のために生活を送っているといえます。

以上の話をまとめると、生活の基本となる部分が「くらす力」、その延長線上にあるものが「楽しむ力」となります。また、楽しんでいくためには、日常生活の質の向上が大切となります。

一般就労について

仕事＝働くことについて考えていきます。職場では「言われたことだけをやる」「言われないからやらない」など受け身の姿勢ではなく、自らが同じ職場で同僚とコミュニケーションをとりながら主体性を持って行動することが求められます。近年では、生産性よりも“一緒に働ける仲間”といった人格面を大変重視される傾向になってきました。また、自分では正しいと思っても、過度に自身の意見を主張しすぎるとその意見を受け入れられないと投げやりになるといった行動は、周りに受け入れられることはないでしょう。自分の考えを伝えつつ、同僚や上司の話の聞き、共有するなど積極的にかかわっていくことが、互いの理解につながっていきます。

(2) 職業準備性ピラミッド



職業準備ハンドブックより引用

一般就労するうえでは、その職務を十分に遂行するために必要となるあいさつなど職業生活の遂行、通勤に身だしなみ、生活の維持といった日常生活の遂行、服薬管理や十分な睡眠といった疾病や障害の管理といったスキルが前提となります。その順番を逆にとらえてしまうと職務をこなすことができても、職務を遂行するための環境に影響を与えると考えられる職場環境に適応できないといった課題が生じる可能性があります。これが、階層性の意味です。この職業準備性の観点から日頃の就労支援を見直すことで、その職場でスキルを身に付ける行動の芽生えを生み出すような支援が事前必要であることが見えてくるでしょう。

一般就労について

一般就労するために求められる資質とは

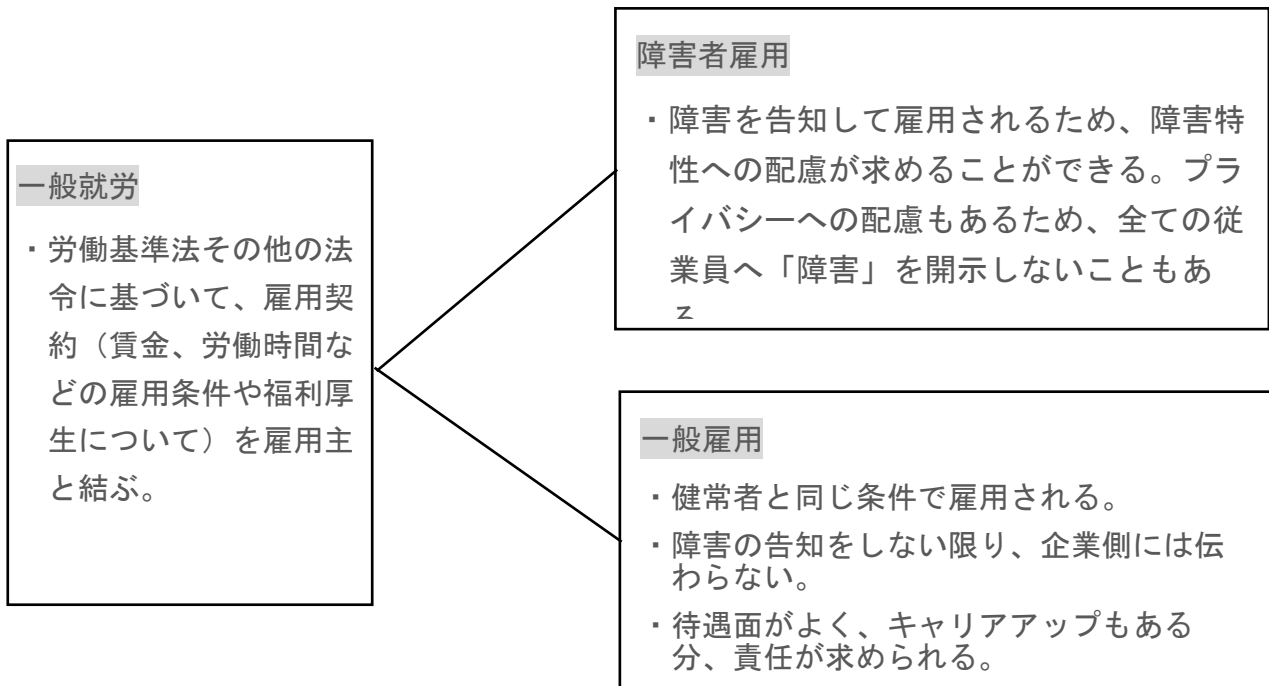
先ほどの職業準備性ピラミッドの考え方をもとにアセスメント（評価）の視点で一覧にしたものを下表に示します。下表のことが多くできるといっても、日常生活動作が自立していないと意味がありません。焦らず、生活動作の自立を工夫しながら、そのほか様々な側面からどんなことに課題があるか早期に気づき、少しずつ改善していくことが就労への近道だと考えています。

日常生活の管理	
生活リズム	出勤時間に合わせた生活ができる
身だしなみ	季節に応じた服装ができ、身だしなみを整えることができる
金銭管理	収入に応じた生活ができる
食事	栄養のバランスを考えた食事ができる
健康の管理	
余暇の過ごし方	疲れをとる工夫や気分転換ができる
健康管理	通院や服薬管理、自身の障害の理解、病状のコントロール等
協力の要請	
家族の理解	本人や家族は就労を目指すことに前向きか
援助の要請	職員に相談や援助を受けることができる
職場での人間関係	
あいさつ	あいさつや返事ができる
会話・言葉遣い	自分から話しかけることができる。丁寧な言葉遣いができる
感情のコントロール	感情的な表情や行動に出さないでいられる
意思表示	自分の要求をきちんと伝えることができる
協調性	相手の状況に合わせて行動できる
就労への態度・行動	
一般就労への意欲	なぜ、働きたいかを明確になっている
作業の責任感	意欲的な態度で、作業に取り組むことができる
作業に取り組む態度	職場での助言や指導を受け入れることができる
職場でのルール	職場のルールを守ることができる
共同	共同作業がスムーズにできる
.	作業の基本的な能力、周囲への配慮など 53項目あります。 まずは日常生活能力の向上を目指しましょう。
⋮	
.	

一般就労について

雇用について

・一般雇用と障害者雇用



学校生活では生活動作が自立しており、進路指導で就労への意欲等が十分確認されたときは、実習の候補先を障害者雇用枠で実習をできるかを検討していきます。また、懇談等で要望をいただいたとしても、雇用を検討している企業とニーズがマッチングするとは限りません。業務内容にこだわりすぎず、まずは、どんなことがその職場で「一緒に働ける人」と評価を受けるか、それがとても大事です。

・雇用形態について

雇用形態	定義	雇用区分	給与体系
正社員	労働契約に期間の定めがない	正規雇用	月給支給
契約・嘱託社員	期間が定められている雇用契約	非正規雇用	月給支給
パートタイム アルバイト	勤務時間などに都合が付きやすい働き方	非正規雇用	時給支給

* 現在愛知県の最低賃金は986円（R4.10.1～）となっています。

一般就労について

就労に関する支援機関について

・公共職業安定所（ハローワーク）

ハローワークでは、企業で障害者雇用を進めることができるように、職域開拓、雇用管理、職場環境整備、特例子会社設立等について相談を受け付けている。障害者試行雇用（トライアル雇用）や職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援、職場適応訓練など障害者の状況に合わせたさまざまな訓練や各助成金の案内を行っている。

支援内容	概要
職業相談 職業紹介	障害者専門の職業相談窓口がある「専門援助部門」と企業の障害者雇用の窓口となる「雇用指導官」が配置されています。就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門の職員・職業指導員による面談を通し、障害の特性や適性、希望職種に応じ、職業相談、職業紹介、職場適性の指導を行う。また、採用後の定着支援を実施しています。公共職業訓練のあっせん、トライアル雇用 ¹ 、ジョブコーチ支援 ² 等の各種支援策も連携機関と一緒に活動しています。
面接の練習	企業での面接が不安な人に対して、模擬練習を行っています。模擬練習では、伝わりやすい話し方マナーなどアドバイスを受けられます。また、多くの企業が参加して行われる大規模な面接会も開催することもあります。
セミナーの開催	ビジネスマナーや就労に関するセミナーを開催しています。
ハロートレーニング	雇用保険（失業保険）を受給している求職者を主な対象とする公共職業訓練と雇用保険を受給できない求職者を対象とする求職者訓練の総称。キャリアアップや希望する職種の就職を実現するために、必要なスキルや知識を習得することができる公的制度。働こうとするすべての人が対象で、受講料は基本的に無料。

1 ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障害者を原則3か月間雇用することにより、その適正や業務遂行の可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

2 障害者に対して、職場内のコミュニケーション能力の向上支援や効率の良い作業の進め方をアドバイスし、事業主に対して、本人が力を発揮しやすい作業の提案や障害の特性を踏まえた仕事の教え方などをアドバイスします。配置型（障害者職業センター）、訪問型（社会福祉法人に所属するジョブコーチ）が企業に出向いて支援を行います。支援機関は標準で2～4か月

【所在地】 〒440-0884 豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎1階

【電話番号】 0532-52-7191

【開庁時間】 月～金曜日 8:30～17:15

一般就労について

・愛知県障害者職業センター豊橋支所

就職または職場適応に必要な職業上の課題の把握とその改善を図るための支援、職業に関する知識の習得のための支援、社会生活技能の向上を図るために支援を行います。主な支援内容は、職業評価、職業指導、職業準備支援及び職場適応援助等の各種職業リハビリテーションを実施します。事業主に対して雇用管理上の課題を分析し、雇用管理に関する専門的な助言その他支援を実施しています。

支援内容	概要
職業評価・判定	<p>就職の希望・職業能力などについて本人・家族・支援者からの聴取や必要に応じた検査により評価する。それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を作成します。</p> <p>障害者の雇用促進等に関する法律により障害者を雇用した場合、毎年ハローワークに報告する義務がある。その際、知的障害者に対しては、重度判定のある人を2人雇用したとみなすことができる制度（重度判定4）を実施します。</p>
職業準備支援	<p>一人ひとりの状況に応じた個別のカリキュラムを作成して、支援をセンター内で行う。様々な作業を通じて、基本的な労働習慣を身に付けたる模擬的就労場面での作業支援や履歴書の書き方や面接の受け方などの各種講座の開設、求職活動に役立てられる職業準備講習カリキュラムがある。また、発達障害者や精神障害者を対象としたカリキュラムもある。</p>
ジョブコーチ派遣	<p>障害者が職場に適応できるように障害者職業カウンセラーが策定した支援計画に基づき、ジョブコーチが職場に出向いて直接支援を行う。障害者に対しては、「仕事に適応する（作業能率を上げる等）ことや職場内のコミュニケーションの改善の支援を行う。あわせて事業主や職場の従業員に対しても、障害の理解を促し、配慮するための助言や仕事内容や指導方法を改善するための助言や提案など、必要に応じて職務の再設計や職場環境の改善を提案する。</p>

4 療育手帳 B 級、C 級の生徒に対して、地域障害者センターが実施する重度知的障害者判定を実施することにより、重度と判定された場合（もしくは、療育手帳 A 判定のある人）は、雇用のカウントを2人とすることができる制度。重度判定は、あくまでも雇用主に対して恩恵がある制度で、判定を受けた人に対して待遇面が冷遇されるなどはない。

【所在地】 〒440-0888 豊橋市駅前通1丁目27 MUS豊橋ビル6階

【電話番号】 0532-56-3861

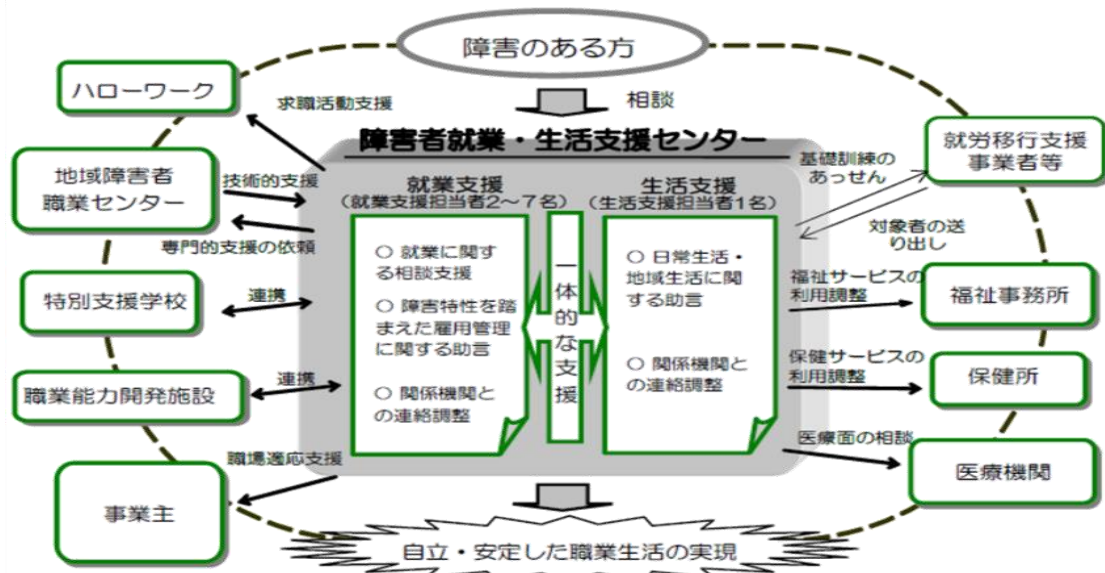
【開庁時間】 月～金曜日 8:45～17:00

一般就労について

・障害者就業・生活支援センター

就業生活における自立を図るために就業及び日常生活または社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において、必要な指導・助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図ります。障害者や障害雇用に携わる事業主や人事担当者が相談できる対象となっています。

支援内容		概要
就業面での支援	就職に向けた準備支援	それぞれの状況に応じて、就労移行支援事業所（基礎的作業遂行能力向上訓練）や職業準備訓練（＝ハロートレーニング：職場適応訓練）、職場実習（企業等）などへあっせんを行います。
	就職活動の支援	履歴書・職務経歴書の作成指導
	職場定着に向けた支援	面談等を行い、支援対象者の就労面の情報（作業能力、就労意識、集中力、対人関係）などのアセスメントを実施し、課題面に対する解決策を探り、職場の定着がはかれるように支援を行います。
生活面での支援	日常生活の自己管理に関する支援	生活習慣の形成、健康管理、金銭管理といった就労生活を送る上で土台となる生活支援。自己管理や福祉・医療サポートのあっせんを行い、生活改善の見通しを立てられるように支援を行います。
	生活設計に関する助言	衣食住に関わる契約や手続きのサポート。地域との連携・余暇活動について相談を受け、助言を行います。

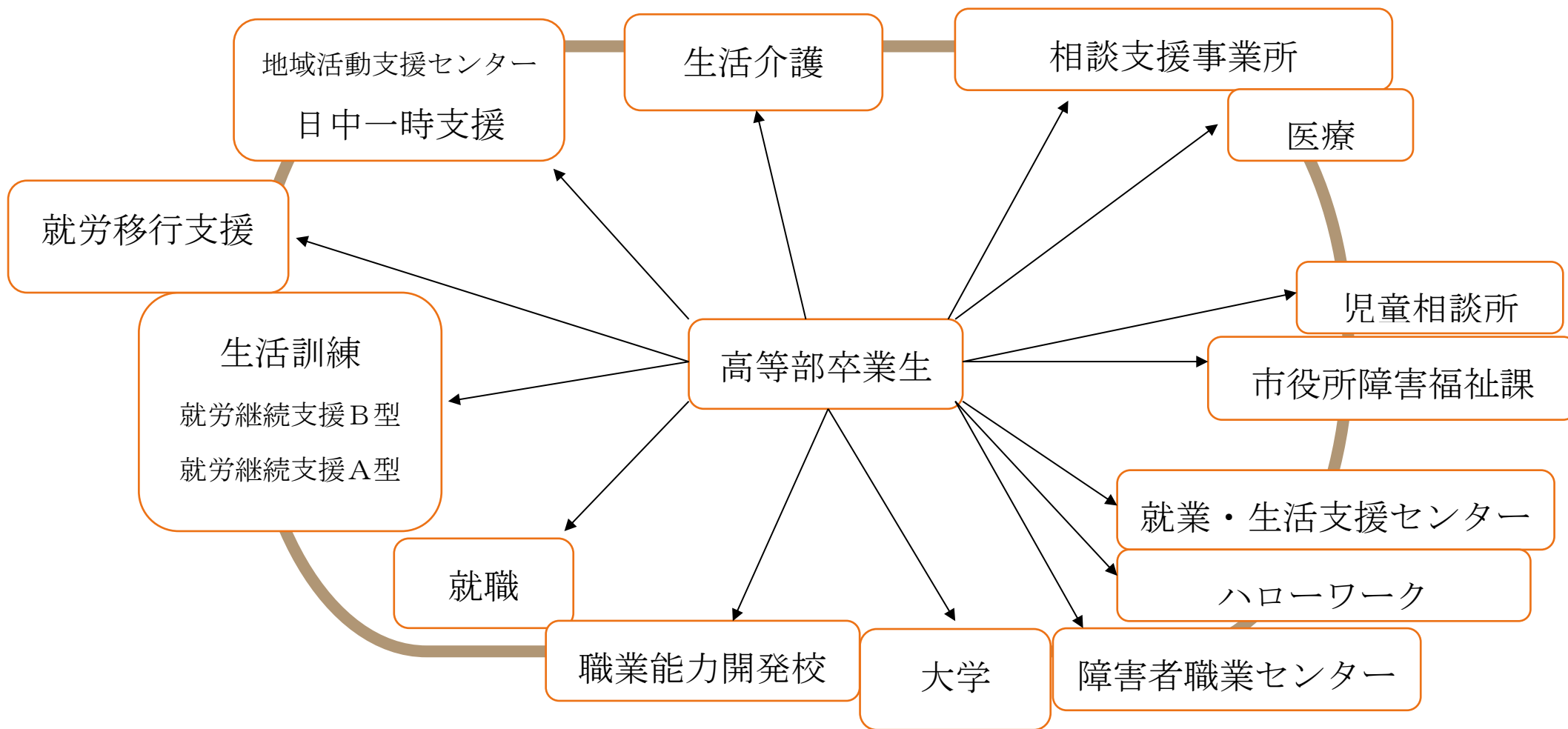


【所在地】 〒440-0022 豊橋市岩崎町字利兵72-2

【電話番号】 0532-61-2062

一般就労について

・関係機関とのかかわり



その他福祉サービスについて

・ 障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、自ら生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万が一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

親あるうちにできること。
お子さんに、生涯の安心を…。

障害者扶養共済制度

(しょうがい共済)

障害のある方を扶養している保護者の皆さまへ

毎月一定の掛け金を納めていただくことで、
ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、
障害のある方へ、終身年金を支給します。

保護者 掛金納入 月9,300円～※
※保護者の件数等によって異なります

死亡・重度障害

障害のある方

年金支給 月2万円(1口)～

年金支給の開始 一生涯

「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」の4つのメリット

毎月2万円の終身年金 保護者が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に毎月2万円が生涯にわたって支給されます。(2口加入の場合は4万円)	掛金が割安 制度の運営に関する事務経費などの「付加保険料」が必要ないため、掛金が安くなっています。	税制優遇 保護者が支払う掛金は所得控除の対象になるので、所得税・住民税の軽減につながります。	公的制度だから安心 都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。
-------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------	------------------------------------------------

★ 加入資格、掛金(保険料)、年金額等の詳細については、保護者の方がお住まいの地方公共団体(都道府県・指定都市)の「障害者扶養共済制度担当」へお問い合わせください。

★ 制度の概要については、(独)福祉医療機構ホームページ「心身障害者扶養保険事業」をご覧ください。

心身障害者扶養保険事業

厚生労働省 WAM 独立行政法人福祉医療機構

日常生活の支援について

・ 補装具

補装具とは、身体障害者の身体機能を補完または代償するための用具のことで、車椅子（電動を含む）や歩行器、装具、座位保持装置が主な用具となる。

【申請で必要なもの】

身体障害者手帳、マイナンバーカード（通知カード）、本人確認書類（例：障害児手帳）、補装具費支給申請書、見積書、意見書、その他

* 居住地の市役所福祉課に申請書等がダウンロードできる。

・ 日常生活用具

日常生活用具は、在宅の重度の障害者の方が支障なく日常生活を送ることができるように支給させる生活用具。

下肢・体幹障害	特殊寝台（ベッド）、体位変換器、便器、移動・移乗支援用具、移動用リフト、入浴担架、入浴補助用具
上肢障害	特殊便器、情報・通信支援用具
呼吸器障害	ネブライザー、電気式痰吸引器
膀胱・直腸機能障害	ストマ用装具
知的障害	頭部保護帽

下表は、「くらたあ」にある支給用品の一覧（一部）です。

種目	障害	性能	基準額	耐用年数	
介護・訓練支援用具	特殊寝台 (訓練用ベッドを含む。)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000	8
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 2 級以上若しくは療育手帳 A 判定 (IQ35 以下)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600	5
	エアーマット	体幹機能障害 1 級 その他意見書により、同程度の身体障害により寝たきりであって、必要と認められるもの。	褥瘡の防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの。	80,000	5
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級	尿が自動的に吸引されるもので、容易に使用し得るもの。	67,000	5
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400	5
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000	5
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	介助者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害 2 級以上 (満年齢 18 歳未満のもの。)	原則として、付属テーブルをつけるものとする。	33,100	5

将来への準備

障害者の意思疎通について（成年後見制度）

知的障害や認知症などによって、ひとりで決めることに不安や心配がある方が契約や手続きの際の代行や補佐等をしてくれる制度です。申立人の認知の程度によって、補助、補佐、後見のうちの支援が受けられます。

	補助	補佐	後見
対象者	重要な財産行為はおおむねできるが、なにかある場合のために誰かに代わってもらったほうがよい方	日常的な買い物はできるが、重要な財産管理が難しい方	日常的な買い物が難しい。財産を管理処分できない方。 判断が著しく難しいと思われる方。
支援の範囲	一部の限られた手続き・契約などを一緒に決めてもらったり、変わってしてもらったりする	財産にかかわる重要な手続き・契約などを一緒に決めてもらったり、変わってしてもらったりする。	すべての契約などを一緒に決めてもらったり、変わってしてもらったりする。

<主な支援内容>

- ・福祉サービスの利用援助（代理権）、入院契約、施設入退所契約（同意権、身上監護）
- ・税金等の支払い、金銭管理、契約の取り消し（取消権）

日常生活自立支援事業

社会福祉協議会が実施するサービスで、判断能力が不十分である方に対して、日常生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉のサービス利用援助等を行うものです。とくに成年後見制度と異なる点は、本人の意思を尊重するところにあります。

<主な支援内容>

- ・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談の申し込み
- ・入院に関する相談
- ・税金等の支払い代行、金銭管理・書類等の預かり物の保管

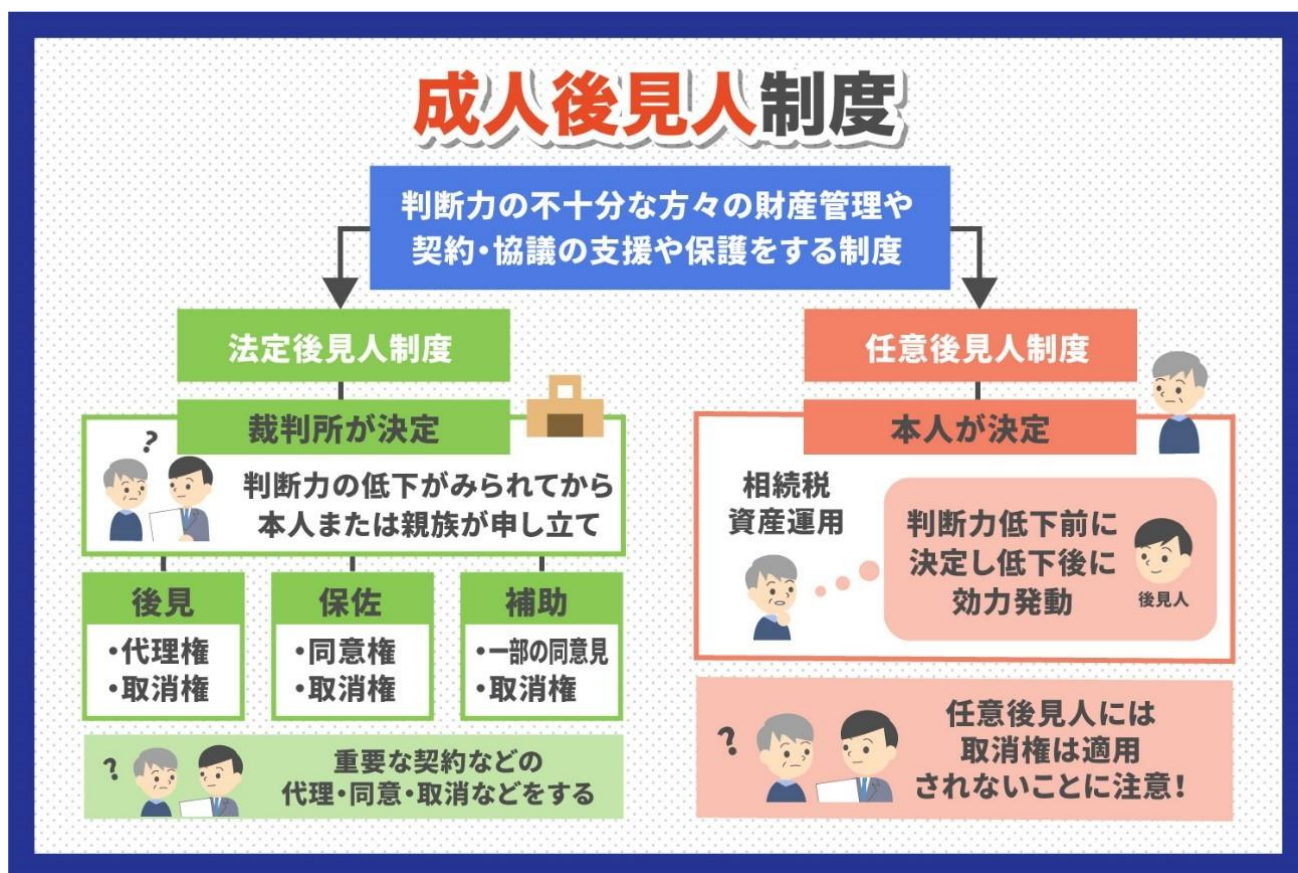
その他の福祉制度について

豊橋市	豊橋市障害者福祉ガイドブック「くらたあ」	豊橋市内事業所情報
豊川市	豊川市 障害福祉サービスについて 豊川市役所 福祉課	
田原市	田原市 障がい福祉の手引き	
蒲郡市	蒲郡市 しあわせ事典	
新城市	新城市 障害福祉課	

任意後見人制度

成年後見制度には、任意後見というものがあります。将来的に判断能力が低下することを見据えて、本人（被後見人）の判断能力があるうちに自分の財産を管理する人（後見人）をあらかじめ決めておくというものです。

選任された後見人は、家庭裁判所によってえられる任意後見監督人による監督のもとで、本人との間で締結した「任意後見契約」に則って本人の財産保護・管理を行います。任意後見人は、本人が自由に選ぶことができるため、親族はもちろん第三者を選任することも可能です。



将来への準備

卒業後の進路（進学）

- ・ 本校では、障害福祉サービスならびに就職といった就労だけでなく、私立大学や職業開発校への進学もあります。本ガイドでは、職業開発校の紹介をします。

<愛知県障害者職業訓練校>

- ・ 技能を身に付け、就職または自立を目指す人を対象としています。
- ・ 日常生活¹が自立していることが必要です。（寄宿舍もあります）
- ・ 体験入校を通し、自分に見合った学科を選択することが大切です。
- ・ 訓練ができる環境が整っていて、一人暮らしの経験ができます。就職活動はハローワークと連携していますが、自分でも行わなければなりません。
- ・ 訓練期間は一年です。

訓練科目	主な訓練内容	目標とする資格	就職率	
			R2年	R3年
ITスキル科	パソコンやネットワークの構造理解、ワープロ、表計算、データベース、Web ページ作成、VBA プログラミングなど、IT に関する知識と技能を習得します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報処理技術者試験（IT パスポート試験） ・ 日商 PC 検定（文書作成、データ活用、プレゼンテーション資料作成） 	92%	71%
OAビジネス科	ビジネスコミュニケーション、商業簿記、工業簿記、情報技術、Word による文書作成、Excel によるデータ活用、PowerPoint を使ったプレゼンテーションなどを習得します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会人常識マナー検定、日商簿記検定、全経簿記能力検定、日商 PC 検定（文書作成、データ活用、プレゼンテーション資料作成） 	67%	64%
CAD設計科	機械製図・材料力学・機械要素設計法、機械加工法等の幅広い学科と、機械製図の実践的な実技訓練を行います。実技訓練では、製図法と手書きの図面作図から始まり、パソコンの作図ソフトの CAD（2次元・3次元）による設計製図の技能を習得します。	技能検定（機械・プラント製図）	80%	83%

将来への準備

・職業訓練手当

障害者職業訓練校に通いながら、訓練中の生活費として訓練手当を受給できます。これは、居住地等によって異なります。

基本手当	基本手当の日額は、20歳未満の者は3,540円
技能習得手当	受講するたびに日当600円が受給できます。特定の職業訓練を受けた場合に特定職種受講手当日額2,000円を受けられる場合があります。
通所手当	通勤手当は、交通機関等を利用する場合、月額42,500円を限度に1か月の運賃相当額が支給されます。
その他手当	ハローワークで紹介されています。

<おおよその手当>

訓練日は月曜日～金曜日の5日間

*土曜日、日曜日、祝日は休校日となります。また、夏季・冬季は2週間程度の休校日がありますので、長期休校日があるときの手当は少なくなることもあります。

基本手当 3,540円 × 20日 = 70,800円

通所手当 600円 × 20日 = 12,000円

合計 82,800円

*特定職種とは、鋳造、板金、製罐、金属プレス、溶接、メッキ、電気工事、ブロック建築、配管、建設板金、左官、塗装、建築機械運転科を職業訓練した場合に受講手当が発生します。

【学校名】 愛知県障害者職業能力開発校

【所在地】 〒441-1231 愛知県豊川市一宮町上新切3-1-4

【電話番号】 0532-93-2102

【見学日】 訓練校ホームページにありますので、ご覧ください。

まずは、進路指導部へご相談ください。
よりよい将来の選択ができるように
一緒に考えていきましょう！

進路指導部

